

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成29年10月定例会

- 《1 期 日》 平成29年10月25日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 《2 会 場》 総合福祉保健センター4階会議室
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長
皆川 準一 教育長職務代理者
奥村 さかえ 委員
住石 英治 委員
石川 宏貴 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長
笠井 真利子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長
小川 宏宜 生涯学習部副参事
山田 圭子 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
後藤 由美 教育総務課長
青木 真也 生涯学習推進課長
三石 宏 文化・スポーツ課主幹
大関 克由 青少年センター所長
崎田 浩史 教育総務課主幹
関 正人 教育総務課副主幹（事）教育総務係長
- 《5 議案事項》
議案第1号 鎌ヶ谷市きらりホール設置及び管理条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について

《6 報告事項》

報告第1号 教育委員会の点検・評価（平成28年度対象）について

報告第2号 11月の行事予定

報告第3号 学校の近況報告について（指導）

報告第4号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教 育 長	本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会10月定例会を開会します。 本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、「文化・スポーツ課主幹」の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。
教 育 長	本日の定例会の会議録署名委員については、奥村委員を指名します。
教 育 長	本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	本日の審議案件は、議案事項1件、報告事項4件です。 よろしく、ご審議の程お願いいたします。
教 育 長	それでは、議案第1号「鎌ヶ谷市きらりホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。
市民会館長	議案第1号「鎌ヶ谷市きらりホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、きらりホールの使用に係る申請期限を改めるとともに、窓口における受付時間を規定しようとするものでございます。次に、この提案に至るまでの経緯を説明させていただきます。

申請の期限につきましては、現在、使用日の1か月前を期限としております。この使用日の1か月前までには、舞台進行に必要な音響、照明、全体の動線などの打ち合わせを行い、より安全な公演が実施できるよう数回の打ち合わせを実施し本番を迎えております。

しかし、現行の1か月の実情では、使用日の直前に打ち合わせをせざるを得ず、使用者と職員との日程調整、舞台担当の明治座との役割調整に時間を要するなど、準備に支障をきたしております。また、楽屋と練習室の使用日の2か月前からという文言と、中央公民館の貸館の場合の使用日の2か月前からという文言とも連動させ、利用者の利便性の向上を図るものでございまして、今回、使用日の1か月前から、余裕もてる2か月前へ改正を行っていきたいと考えております。

次に、使用申請の受付時間でございますが、現在、窓口等の受付業務は、午前9時から午後5時まで行っておりますが、これに対しまして、きらりホールの開所時間である午前9時から午後10時とを明確に区別するために、現状の受付時間である午前9時から午後5時を明記したいと考えております。

また、午後5時から午後10時までは、中央公民館の非常勤職員2名が対応しておりますが、きらりホールの受付時間に関するトラブルも発生しております。受付時間を規則に記載することで誤解を招くことのない対抗要件になるものと考えております。

また、この案件につきまして先日開催したきらりホール運営委員会において、教育委員会定例会の議案とし、改正する旨の情報提供を行いまして、各委員より了承をいただいております。

施行日は、12月1日とさせていただきます、改正の周知方法としては、規則の公布、12月15日号の市の広報を始め、市内公共施設等へのチラシの配付、きらり鎌ヶ谷のホームページ、フェイスブック、ツイッター等への掲載を予定しております。

教 育 長	これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。
教 育 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。
委 員	異議なし
教 育 長	議案第1号「鎌ヶ谷市きらりホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で、議決事項を終了します。
【報告事項】	
教育総務課長	報告第1号「教育委員会の点検・評価（平成28年度対象）」 点検・評価につきましては、教育委員の皆さまとの平成29年7月5日開催の検討会を経まして、教育委員会7月定例会の中で議案としてご審議をいただきました。今後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、12月定例会市議会に提出する予定でございますので、学識経験者二人の意見を添えまして、ここにご報告させていただきます。
教育総務課長	報告第2号「11月の行事予定」について、資料に基づき説明を行いました。
学校教育課長	報告第3号「学校の近況報告について（指導）」、資料に基づき説明を行いました。
生涯学習部 副参事	報告第4号「学校の近況報告について（管理）」、資料に基づき説明を行いました。

教 育 長

以上、報告第1号から報告第4号までについてご質問ございますでしょうか。

なければ、以上で、報告事項を終了します。

教 育 長

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。鎌ヶ谷市教育委員会10月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成29年11月1日

教 育 長 皆 川 征 夫

教 育 委 員 奥 村 さ か え

作 成 者 関 正 人